

# 学生のみなさんへ

私たち大阪市立大学教職員組合は、公務員労働組合共闘会議、日本教職員組合の一員として、才10次賃金斗争と安保条約廃棄・沖縄の即時無条件全面返還のたたかいとを固く結合して、11月13日午前9時から午前10時30分まで、全組合員によるストライキに突入しました。

私たち公務員労働者は、過去20年間にわたりストライキ権など労働基本権を奪われ、その代償機関として設置された人事院勧告制度のもとに一貫して低賃金を押しつけられています。

8月15日、人事院は、今年もまた私たち公務員労働者の切実な要求を踏みにじり、物価値あがりなど生活実態を無視し、私たちの要求の半分にも満たない低賃金を押しつける内容の勧告を、国会と政府にたいしておこないました。

ところが政府は11月11日の閣議で、この低額な勧告さえも値切り、「5月実施」の勧告も認めず「6月実施(夏季手当は含めず)」というきわめて不当な決定をしました。

一方、政府・自民党は日米安保条約の固定期限が終る1970年という重大な国民的選択の年を目前にして、安保条約の「自動延長」と沖縄の「施政権返還」をテコとして、日本全土の核基地化と日米軍事同盟の侵略的強化を策し、佐藤総理は日米首脳会談を通じてこの約束をとりつけるために訪米しようとしています。

このような状況のもとで、私たちは生活と権利を守る立場からスト権奪還、賃金抑圧政策粉砕、安保廃棄、沖縄の即時無条件全面返還をめざし、全国の労働者とともに、断固行動に立ち上った次第です。

現在公務員労働者は労働基本権を不当に制限されていますが、私たちはどのような弾圧があろうともこれをはねかえし、全通中郵・都教組無罪判決にみられる公務員労働者のスト権保障と権利を主張するとともに、私たちのストライキは憲法第28条に保障された労働基本権の行使であり、何ひとつとどめることのできない正当な行為であることを確信しています。

なお、11月13日午前10時30分以後は、組合員は通常の状態に復帰しますのでご承知下さい。

1969年11月13日

大阪市立大学教職員組合  
楨大斗争委員会

11/13